

第 1 章 勞務單價

(1)公共工事設計労務単価

職 種	単 価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K			備 考
			時間外 (A)×1/8 ×1.25	休 日 (A)×1/8 ×1.35	深 夜 (A)×1/8 ×0.25	
特殊作業員	25,100	0.783	0.122	0.132	0.024	
普通作業員	22,200	0.847	0.132	0.143	0.026	
軽作業員	15,700	0.885	0.138	0.149	0.028	
造園工	24,000	0.771	0.120	0.130	0.024	
法面工	27,900	0.830	0.130	0.140	0.026	
とび工	27,000	0.854	0.133	0.144	0.027	
石工	36,700	0.905	0.141	0.153	0.028	
ブロック工	29,400	0.901	0.141	0.152	0.028	
電工	24,100	0.724	0.113	0.122	0.023	
鉄筋工	26,000	0.884	0.138	0.149	0.028	
鉄骨工	25,300	0.815	0.127	0.138	0.025	
塗装工	28,200	0.833	0.130	0.141	0.026	
溶接工	29,300	0.827	0.129	0.140	0.026	
運転手(特殊)	23,400	0.793	0.124	0.134	0.025	
運転手(一般)	21,900	0.816	0.128	0.138	0.026	
潜かん工	35,100	0.940	0.147	0.159	0.029	
潜かん世話役	42,200	0.886	0.138	0.150	0.028	
さく岩工	28,900	0.697	0.109	0.118	0.022	
トンネル特殊工	41,300	0.961	0.150	0.162	0.030	
トンネル作業員	29,300	0.941	0.147	0.159	0.029	
トンネル世話役	43,200	0.948	0.148	0.160	0.030	
橋りょう特殊工	32,400	0.854	0.133	0.144	0.027	
橋りょう塗装工	32,000	0.861	0.135	0.145	0.027	
橋りょう世話役	39,500	0.791	0.124	0.133	0.025	
土木一般世話役	27,800	0.771	0.120	0.130	0.024	
高級船員	29,100	0.709	0.111	0.120	0.022	
普通船員	24,800	0.718	0.112	0.121	0.022	
潜水士	37,400	0.805	0.126	0.136	0.025	
潜水連絡員	28,300	0.854	0.133	0.144	0.027	
潜水送気員	29,100	0.864	0.135	0.146	0.027	
山林砂防工	26,400	0.716	0.112	0.121	0.022	
軌道工	41,800	0.821	0.128	0.139	0.026	
型わく工	30,000	0.893	0.140	0.151	0.028	
大工	26,400	0.886	0.138	0.150	0.028	
左官	27,200	0.876	0.137	0.148	0.027	
配管工	24,000	0.776	0.121	0.131	0.024	
はつり工	28,900	0.825	0.129	0.139	0.026	
防水工	26,600	0.785	0.123	0.132	0.025	
板金工	27,600	0.790	0.123	0.133	0.025	
タイル工	23,300	0.780	0.122	0.132	0.024	
サッシ工	28,900	0.785	0.123	0.132	0.025	
屋根ふき工	-	-	-	-	-	
内装工	29,400	0.831	0.130	0.140	0.026	
ガラス工	26,700	0.721	0.113	0.122	0.023	
建具工	26,700	0.708	0.111	0.119	0.022	
ダクト工	25,100	0.725	0.113	0.122	0.023	
保温工	26,800	0.794	0.124	0.134	0.025	
建築ブロック工	27,900	-	-	-	-	
設備機械工	25,800	0.815	0.127	0.138	0.025	
交通誘導警備員A	16,200	0.851	0.133	0.144	0.027	
交通誘導警備員B	13,800	0.904	0.141	0.153	0.028	
助手	22,200	0.847	0.132	0.143	0.026	(普通作業員)
機械工	29,300	0.827	0.129	0.140	0.026	(溶接工)
船団長	29,100	0.709	0.111	0.120	0.022	(高級船員)
潜水世話役	37,400	0.805	0.126	0.136	0.025	(潜水土)

備考

- 1.本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価を拘束するものでない。
- 2.本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3.時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4.本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は含まれていない。

交通誘導警備員A

警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B

警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

<参考>

労務賃金の補正

(1)作業時間帯による補正

- イ) 標準労働時間内で、通常の作業時間帯(6時～20時)にかかる時間帯は、労務賃金とする。
- ロ) 標準労働時間内で、夜間の作業時間帯(20時～6時)にかかる時間帯は、労務賃金に1.5を乗ずる。

(2)時間外による補正

- イ) 標準労働時間を超える場合で、深夜時間(22時～5時)にかかる部分については、深夜時間外手当(労務賃金×構成比×1.5)とする。
- ロ) 標準労働時間を超える場合で、上記イ)以外にかかる部分については、時間外手当(労務賃金×構成比×1.25)とする。
なお、構成比とは、労務賃金に占める基本給の割合をいう。

(3)交替制による補正

- イ) 2交替制または3交替制で計画する場合、標準労働時間内は労務賃金とする。
その内、深夜時間(22時～5時)の間にかかり作業を行う場合は、深夜作業手当(労務賃金×構成比×0.25)を加算する。
- ロ) 2交替制の場合にあって、標準労働時間を超える場合は、時間外手当(労務賃金×構成比×1.25)、及び深夜時間外手当(労務賃金×構成比×1.5)とする。

(2)設計技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
理事・技師長	75,800	55		
主任技師	64,800	55		
技師(A)	57,000	55		
技師(B)	47,200	55		
技師(C)	38,400	55		
技術員	33,600	55		
主任技術者	80,200	55		

(3)測量技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
測量主任技師	54,600	55		
測量技師	47,100	55		
測量技師補	36,900	55		
測量助手	34,600	60		
測量補助員	25,900	60		
操縦士	56,300	65		
整備士	43,200	60		
撮影士	43,500	60		
撮影助手	36,100	60		
測量船操縦士	36,300	60		
製図工(図工)	34,600	60	(測量助手)	

(4)土質地質調査技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
地質調査技師	53,200	60		
主任地質調査員	41,500	60		
地質調査員	31,400	60		

備考

1 設計技術者等の基準日額の定義

基準日額の構成は、基本給相当額、諸手当、賞与相当額、事業主負担額である。

土、日を問わず昼間における労働時間8時間に対する賃金である。

2 超過業務標準時間相当額の取扱い

超過業務標準時間相当額 = 超過業務時間当り単価 * 対象時間数

超過業務標準時間当り単価 = 基準日額 × 1/8 × × (1円単位、小数点以下切り捨て)

但し、 = 125/100(時間外) = (割増対象賃金比)

= 150/100(時間外の深夜)

(5)発注者支援業務技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
管理技術者	57,000	55	(技師(A))	
担当技術者	33,600	55	(技術員)	

(6)電気通信施設技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
電気通信技術者	36,300	64		注1
電気通信技術員	24,400	64		注1
SI電気通信技術者	36,300	64	(電気通信技術者)	注1
SI電気通信技術員	24,400	64	(電気通信技術員)	注1
点検技術者(電)	36,700	64		注2
点検技術員(電)	28,300	64		注2
運転監視技術員	28,300	64		注3

注1) 土木請負工事工事費積算基準(電気通信編)の労務費のうち技術労力費を定めたもの

注2) 電気通信施設点検業務積算基準(案)及び電気通信施設保守業務積算基準(案)の労務費のうち直接人件費を定めたもの

注3) 電気通信施設運転監視業務積算基準(案)の労務費のうち直接人件費を定めたもの

(7)機械設備工事積算に係わる標準賃金

名称	標準賃金 (円/日)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
機械設備製作工	29,900	-		注1
機械設備据付工	28,300	0.669		注2

注1) 内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

即ち、「機械設備積算基準」の製作原価以外では適用できない

注2) 内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与である。

(8)橋梁製作に用いる直接労務費

名称	工数単価 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
製作工(橋梁)	29,500	-		8時間当たりの単価

(9)日当・宿泊料・滞在日額旅費

職種	日当	宿泊料				
		普通旅費		滞在日額旅費		
		甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上
主任技術者	2,363	11,909	10,727	8,354	7,509	6,681
理事・技師長	2,363	11,909	10,727	8,354	7,509	6,681
主任技師	2,363	11,909	10,727	8,354	7,509	6,681
技師(A)	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
技師(B)	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
技師(C)	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
測量主任技師	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
測量技師	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
操縦士	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
整備士	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
撮影士	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
測量船操縦士	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
地質調査技師	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
技術員	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
測量技師補	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
測量助手	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
測量補助員	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
撮影助手	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
主任地質調査員	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
地質調査員	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390

注) 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」による地域をいう。乙地方とは甲地方以外の地域をいう。
 宿泊料は、「旅館に宿泊する場合」を適用している。

(10)「港湾請負工事積算基準」の標準賃金について

1. 潜水士(ダイバー)及び上廻り員

名称	労務単価 (円/日)	割増対象 賃金比 (%)	備考
潜水士(ダイバー) 10m未満	52,200	-	
潜水士(ダイバー) 10m以上20m未満	56,600	-	
潜水士(ダイバー) 20m以上30m未満	60,900	-	
潜水士(ダイバー) 30m以上40m未満	65,200	-	
潜水士補助員(ダイバー) 10m未満	52,200	-	(潜水士(ダイバー))
潜水士補助員(ダイバー) 10m以上20m未満	56,600	-	(潜水士(ダイバー))
潜水士補助員(ダイバー) 20m以上30m未満	60,900	-	(潜水士(ダイバー))
潜水士補助員(ダイバー) 30m以上40m未満	65,200	-	(潜水士(ダイバー))
上廻り員	29,100	86.4	(潜水送気員)

注)標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。
調査等業務及び船舶・機械製造修理工事(港湾空港関係に限る)の積算に用いる。

2. 船舶製作工

名称	標準賃金 (円/日)	割増対象 賃金比 (%)	備考
船舶製作工	27,000	-	

注)標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。
調査等業務及び船舶・機械製造修理工事(港湾空港関係に限る)の積算に用いる。

3. 8時間以外単価と乗船手当(回航・えい航等)

名称	標準賃金 (円/日)	割増対象 賃金比 (%)	備考
船団長(11H/日)	38,790	-	(高級船員)
高級船員(11H/日)	38,790	-	
普通船員(11H/日)	33,130	-	
船団長乗船手当	2,854	-	(高級船員)
高級船員乗船手当	2,854	-	
普通船員乗船手当	2,336	-	
特殊作業員(10H/日)	31,220	-	締固砂杭打込・砂杭打込
普通作業員(22H/日、2ワッチ)	32,770	-	排砂管保守

名称	割増すべき時間数	労務単価	割増対象賃金比	割増係数	K	積算労務単価
特殊作業員(10H/日)	2	25,100	0.783	1.25	0.1220	31,220
船団長(11H/日)	3	29,100	0.709	1.25	0.1110	38,790
高級船員(11H/日)	3	29,100	0.709	1.25	0.1110	38,790
普通船員(11H/日)	3	24,800	0.718	1.25	0.1120	33,130

$K = 1 \text{ 時間当り割増賃金係数} = \text{割増対象賃金比} \times 1 / 8 \times \text{割増係数} \text{ (小数第4位四捨五入)}$

積算労務単価 = 所定内労働に対する賃金 + 割増賃金

= 労務単価 (休日の場合は計上しない) + 労務単価 × K × 割増すべき時間数 (1位四捨五入)

名称	労務単価	割増対象賃金比	T		積算労務単価
普通作業員(22H/日、2ワッチ)	22,200	0.847	0.4760	0.5625	32,770

2交代制の場合の積算労務単価 = 労務単価 + 労務単価 × T (1位四捨五入)

T: 2交代制の場合の総割増賃金係数

T = 割増対象賃金比 × (小数4位四捨五入)

: 割増賃金率 (就業時間数、時間帯により計算する)

